

令和 8 年 3 月 10 日（火）午前 9 時より、3 月の大刀洗町農業委員会総会を大刀洗町ぬくもりの館 A、B 会議室にて開催した。

議題 議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（県許可）
議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可）
議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（委員会許可）
議案第 4 号 農地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）
議案第 5 号 農業振興地域計画図（農用地利用計画）の変更について
議案第 6 号 農用地利用集積等促進計画（案）（6 月始期）について
議案第 7 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について
報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について
その他

次回農業委員会開催期日 （予定）令和 8 年 4 月 10 日（金） 午前 9 時 30 分より

【出席委員】 1 番 平田和昭 3 番 棚町泰 4 番 中原信介 5 番 辻広幸
7 番 原稔 8 番 中山忠文 10 番 大石功一
11 番 柳繁彰 12 番 秋吉良一 13 番 重松栄一 14 番 平田雅治
15 番 平田秀樹 16 番 青木照 17 番 棚町和徳 18 番 中野浩行

【欠席委員】 2 番 平城寿永 6 番 成富敬子

事務局 辻 祐介

議長 柳 本日の議事録署名人は 2 番、4 番の方をお願いします。

事務局 矢永 （付議事項の朗読）

付議事項 （議事録署名委員の指名 2 番、4 番）

議案第 1 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について（県許可）
●●氏 外 1 名より、農地の転用に伴う所有権移転の許可申請が農地法第 5 条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第 2 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について（県許可）
●●氏より、農地の転用に伴う許可申請が農地法第 4 条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第 3 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について（委員会許可）
●●氏 外 4 名より、農地の所有権移転が農地法第 3 条の規定により提出されたので、別紙により付議する。

議案第 4 号 農用地利用集積等促進計画における所有権移転について（推進機構）

議案第 5 号 農業振興地域整備計画（農用地利用計画）の変更について

議案第 6 号 農地利用集積等促進計画（案）（6 月始期）について

議案第 7 号 令和 7 年度最適化活動の目標の設定について

報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について

その他

議長 柳 それでは、議案第 1 号番号 1 条文 5 の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号番号 1 条文 5 の申請内容朗読及び説明>

事務局 辻 転用目的は自己用住宅で、建ぺい率は 37%です。周囲に 10 ha以上の農地の広がりがある場所にあり第 1 種農地になります。東側にはすぐ●市になり、アパートが建っており、北側は大刀洗町で住宅が建っております。それ以外は、道路と農地に接している場所になります。南側に 273 m²の農地が残る形になります。現況は畑、道路、アパートよりも低い場所にある農地です。平屋建の住宅です。土地利用計画図では、下が道路になっており、雨水は道路側溝の放流の予定です。住宅とカーポートを建築予定です。道路と同じ高さに地上げする計画です。約 60 cmの盛土になります。水利関係承諾書は、隣組長と行政区長から無条件での承認をもらわれております。資金計画については融資額、残高証明も問題ないことを事務局で確認しております。土地改良区から受益地外という回答をいただいております。代替地検討表ですが、1 種農地になりますので、代替地の検討を行っています。主に●市と一部大刀洗町で検討した結果、今回の申請地になっています。転用に係るアンケートですが、売るの方の農地しか隣接しないので、問題ないということです。参考事項です。位置は、●駅から南に約 1.7 km、例外規定は集落接続になります。用排水については、給水は公共上水道を使用、雨水は既存の側溝に放流、汚水、雑排水については公共上下水道を使用ということです。農地区分は第 1 種農地です。集団性有り、公共投資無し、水利承諾有り。都市計画法では非線引無指定、農振地域は、農用地区域外となっております。被害防除はコンクリートブロックです。

議長 柳 説明が終わりました。担当委員さん何かありますか。

5 番 辻委員 今説明がありましたが、特に問題ないと思います。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。

6 番成富委員 コンクリートブロックはどこに？

事務局 辻 農地との境の方です。農地が 273 m²残る方に設置し、反対側もコンクリートブロックを 4 段両方とも積みます。

議長 柳 他にご質問はございませんか。なければ採決を採らせていただきます。許可相当と思われる方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。それでは、議案第 1 号番号 2 条文 5 の説明をお願いします。

<事務局 議案第 1 号番号 2 条文 5 の申請内容朗読及び農地の説明>

転用目的は、駐車場兼通路です。南側から農地が 10ha 以上広がっているところで第 1 種農地となります。近くには●区の集落センターがあります。申請地の西側も農地ですが、その間に細い里道があるような形になっています。北側は一体利用を予定している宅地になります。現況図は、東側がすでに通路になっていますが、木が生い茂っている箇所が今回の申請地の状況です。計画図ですが、東側にある通路を西側に移動させて、こちらは駐車場として利用される計画になります。ブロックの場所を変更して、西側の里道との所に新設のコンクリートブロック 4 段積み、今石積みの分を動かして南側に石を積みなおすということです。宅地も含めた現況図になります。通路の裏に居宅、物置があつて、西側に既存の小屋がある状況になっています。計画図で、既存の小屋の南側は砂等の置き場、北側には土木機械置き場ということで、宅地の購入予定者が建築関係の仕事をしてあるので、そういう土地の利用をされるという計画になっています。水利関係承諾書は、土盛りはありません。無条件での承認を水利組合長、行政区長からもらわれています。事業計画は、購入予定の方が土木建設業をされていまして、宅地も合わせると全体で 1079.27 m² となっています。申請理由としましては、隣接に設置する資材置き場と機械置き場へ進入する通路と駐車スペース確保のため、隣接地から拡張するためということです。施工計画は令和 8 年 4 月着工、8 月完了予定、9 月からの共用開始を計画されております。申請地には、砂を 9.8 m³置かれて、ユンボ、ダンプ、軽トラックと社用車を 2 台を置く計画をされています。被害防除計画は、雨水排水は自然流下により水路放流、汚水は発生しない、生活雑排水も発生しないということです。被害防除としては土留め工事、整地後バラスを敷き、コンクリートブロックを 2 段から 4 段積みによる土留めをするということです。その他近隣農地の日照、通風の妨げになっている木を伐採する、高い建物は設置しないということです。その他の対策としまして、騒音は通常はありませんが、重機の進入及び作業時は近隣の人家に支障が出ないように細心の注意を払うということです。資金計画書は、残高証明等で確認しております。土地改良区の意見書は受益地外ということで該当なしで回答をいただいております。隣接農地へのアンケートは、隣接地の 2 人の方から承諾をもらっております。県知事宛に理由書を出されております。内容は「現在既に農地に進入路を設置しておりますが、親族が購入した土地を相続により取得したもので、無断転用時期及び詳細については不明であり、現況は雑種地として課税されており、農地転用許可が必要であることを認識しておらず、長期間放置されておりました。今後はこのようなことがないよう十分注意し農地法を遵守します。」ということです。参考事項です。位置は、●駅から北東に約 700m、農地区分は第 1 種農地、例外規定は既存敷地の拡張 2 分の 1 以内になっております。用排水については給水なし、雨水は既存の水路に放流、汚水、雑排水は発生しません。集団性有り、公共投資なし、水利承諾あります。都市計画は非線引無指定で、農振地域は農用地区域外です。被害防除としてはコンクリートブロック 2 段から 4 段設置されます。詳細に

については以上です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

2 番 平城委員 特に問題ありませんが、過去にいろいろトラブルがあったようです。排水路は手前にあり農地には問題ありませんが、宅地の方に資材を置いたりするのが問題になるのではとっております。周りはそのまま水が流れて落ちるようなので、先々問題になるようだったら、区の中で話し合う必要があるのではと話しています。

議長 柳 将来は何か問題になるのでしょうか。

2 番 平城委員 農地ではなく宅地側の問題が起こるかもしれませんが、現在は特に問題ありません。

議長 柳 他に皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で、許可相当となりました。

続きまして、議案第 2 号番号 1 条文 4 の説明をお願いします。

<事務局 議案第 2 号番号 1 条文 4 の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 転用目的は、貸資材置場です。都市計画法の用途地域内で第二種低層住居専用地域第 3 種農地となっております。周りは自分が所有されている農地と宅地に囲まれたような場所です。公衆用道路と自分が所有する畑と宅地に囲まれています。現在は畑で、休耕地のようになっています。宅地には既存の隣接するブロック 2 段から 5 段が設置されております。雨水は道路側溝に自然流下によって放流される予定です。特に工事はないということで、そのまま使われるということです。住宅地との間には緩衝地を設けて、間を開けて資材置場として利用するという計画です。水利関係承諾書は、貸露店資材置場ということで行政区長から無条件での承諾をもらわれています。盛土について何もしないということです。事業計画書は、転用敷地面積は 912 m²、資材置場として実際利用される部分が 770 m²で、緩衝地として 142 m²で計画されてます。申請理由としましては、次に貸す相手が決まっております、現在利用されている所から移転せざるを得なくなったため、こちらに移りたいということで、こちらを貸車両置場として使いたいということです。造成工事は特になのですが、計画では 4 月着工 4 月共用開始となっております。資材等ですが、最初の借りる方は車両 20 台程置かれる予定です。出なくてはならない現在の敷地は 612 m²で利用されているようで、そこからの移転となります。被害防除計画の排水の計画は、雨水は自然流下により既存の側溝に放流されます。汚水、雑排水は発生しません。被害防除として 1m から 2.5m の緩衝地を設けるということです。日照についても幅 1.5m の緩衝地を設けるということです。騒音対策については、夜間早朝の作業はしない。基本的には、騒音はないということです。資金計画書は 0 円で提出されています。土地改良区の意見

書ですが、こちらは受益地外ということで該当なしで意見書が出ています。土地の貸借契約の案が提出されています。最初に借りる方は車両置場として使うそうですが、1年契約ということで、ただし契約満了の際に双方の申し出がない場合は同一条件で1年間延長、以後もそのように更新されるという案になっています。内容は以上です。参考事項です。位置は●駅から南東に約650m、農地区分は第3種農地になります。第3種農地ですので、例外規定は関係ありません。用排水は、給水なし。雨水は自然流下により既存の側溝に放流。汚水、雑排水は発生しません。農地は集団性なし。公共投資なし。水利承諾有りです。都市計画法では、第二種低層住宅専用地域です。農振地域は、農業振興地域外となっております。被害防除は緩衝地です。以上です。

- 議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。
- 3 番 棚町委員 特にありませんが、車以外のものに切り替わる時は申請が必要なのですか。大きな括りで貸資材置場となっていれば良いのでしょうか。
- 事務局 辻 はい、完了後3年間6か月おきに報告が必要になるのですが。借りる人はもしかしたら変わる可能性はあるかと思います。
- 議長 柳 皆さんから他にありませんか。
- 13 番 重松委員 資材置場という括りで何でも置いて良いのでしょうか。
- 事務局 辻 貸資材置場として整備して、そこをどなたかに貸すというかたちになります。最初に借りる方が車両置き場として使うそうですが、その方も今置いている箇所を引き上げないといけなくなって利用するので、多分そんなに短い期間ではないと思います。
- 6 番 成富委員 ガソリンは漏れたりしないのでしょうか。
- 事務局 辻 車両置場なのでそこで解体するわけではないでしょうから、ないと思います。
- 6 番 成富委員 車を置くだけです。
- 事務局 辻 はい、そうです。
- 議長 柳 第二種低層住宅専用地域ということだから家を建てるということだと思っていましたが、資材置場も良いですか。
- 6 番 成富委員 私もそこが気になっていました。
- 議長 柳 宅地になったら何でも良いということですか。
- 6 番 成富委員 建物を建てるのには制限があるのですよね。
- 8 番 中山委員 何も建てなければ規定はないと思います。
- 事務局 辻 資材置場周辺環境には十分に配慮する必要があるということです。倉庫、営業用の事務所、コンテナハウスは設置できないということです。建物が建たない資材置場だったら特に問題ないようです。
- 議長 柳 他にありませんか。ないようですので、採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可となりました。

続きまして、議案第 3 号 3-1 の説明をお願いします。

＜事務局 議案第 3 号 3-1 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 3-1 番は畑 1 筆 273 m²の売買で、全体で 200,000 円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

5 番 辻委員 特に問題ないと思います。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

続きまして、議案第 3 号審議番号 3-2 の説明をお願いします。

＜事務局 議案第 3 号 3-2 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 3-2 番は畑 1 筆 103 m²の贈与です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

15 番 平田委員 特に問題ありません。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

続きまして、議案第 3 号審議番号 3-3 の説明をお願いします。

＜事務局 議案第 3 号 3-3 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 3-3 番は畑 1 筆 402 m²の売買で、全体で 3,440,000 円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

事務局 辻 高木委員は欠席ですが、特に問題ないとのことでした。

議長 柳 それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。

続きまして、議案第 3 号審議番号 3-4 の説明をお願いします。

＜事務局 議案第 3 号 3-4 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明＞

事務局 辻 3-4 番は畑 4 筆 3,106 m²の売買で、全体で 1,200,000 円です。

議長 柳 担当委員さんから何かありませんか。

15 番 平田委員 この周辺の農地を少しずつ買われています。行く行くは資材置場が変わっていくかもしれませんが、問題ないと思います。

事務局 辻 少なくとも 1 作も作らないでそういうことに変えた場合は、次に 3 条許可農地を買う時は要件に引っかかります。1 作作った後に状況が変わったということで、転用などをする場合は問題ない場合もあります。

議長 柳 3 年 3 作と言われていますね。農地で買っているからですね。農地として管理するならばですね。見守りをお願いします。

15 番 平田委員 はい。

議長 柳 他にありませんか。ないようですので、採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
続きまして、議案第 3 号審議番号 3-5 の説明をお願いします。

<事務局 議案第 3 号 3-5 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3-5 番は畑 1 筆 68 m²の贈与です。

3 番 棚町委員 道を挟んで北側に宅地があります。倉庫と住宅地ですが。そこをすでに申請者●さんが購入してあるそうです。そして老人関係の施設を建設される予定で、付随している農地を施設で管理したいということで、譲られたということです。

議長 柳 ないようですので、採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
続きまして、議案第 3 号審議番号 3-6 の説明をお願いします。

<事務局 議案第 3 号 3-6 番 農地法第 3 条の申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 3-6 番は畑 2 筆 1,047 m²の贈与です。親子の間で贈与をされるということです。現在家庭菜園として利用されている農地になります。

議長 柳 親子間ということです。特に問題ないようですので、採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。
続きまして、議案第 4 号審議番号 1 と 2 一括で説明をお願いします。

<事務局 議案第 4 号 1、2 番 農用地利用集積等促進計画における所有権移転申請内容朗読及び農地の説明>

事務局 辻 審議番号 1 番は、変更する内容は売買で、理由は離農です。田 1 筆 409 m²の売買で対価 120,000 円、経費 20,000 円、合計 140,000 円になります。
審議番号 2 番は、変更する理由は規模拡大です。土地の表示、売買価格については同様です。以上です。

議長 柳 皆さんから何かありませんか。それでは採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。
続きまして、議案第 5 号の説明をお願いします。

<事務局 議案第 5 号 農用地利用計画変更申請一覧表（用途区分の変更）面積が 5,000 m²未満申請内容説明>

事務局 辻 整理番号 1 番は、地目は畑、全体では 1,551 m²です。用途区分は農地、現況は畑です。変更面積は 1,551 m²のうちの 365 m²となり、変更目的は農業用倉庫の建築です。変更の理由としましては、現在の農業用倉庫が県道の拡幅事業により移転することを余儀なくされたため、自宅横の県道に面する本件土地に農業用施設を

建設するものということです。転用事業者は本人になります。適用として、用途変更の後、農地法第4条の許可申請が必要な案件になります。ここを選ばれた理由は農振農用地以外の持っている土地については、道路拡幅のため収用にかかるからということです。他よりも一段高い農地になっています。先ほど申し上げたように県道拡幅のため、宅地が収用されるのでこちらの場所に移転するということです。今回は農地の一部に農業用倉庫1棟を建築するということで、365㎡を利用されるようになります。水利関係承諾書は、20cmほど盛土する予定になっています。無条件での承諾を地元土木長と行政区長からもらわれております。土地改良区の受益地の確認申請は受益地となっております。5mより低い農業用倉庫を立てる計画になっています。内容については以上です。

議長 柳 皆さんからご質問はありますか。ないようですので、採決を採ります。申請どおり許可することに賛成の方は挙手をお願いします。ありがとうございます。全員賛成で許可相当となりました。

続きまして、議案第6号の説明をお願いします。

<事務局 議案第6号 農用地利用集積等促進計画について（一括契約）内容説明>

議長 柳 以前で言う利用権設定が行われています。担当委員さんは確認をお願いします。

8番 中山委員 4番の●さんはお亡くなりになっておりますが、所有者で名前が上がっておりますが。

事務局 辻 はい、申請時点ではご健在だったのですが、この後まだ相続登記がされていないので名前をこのまま上げているのですが、相続人代表者の届を賃貸借契約なので、法定相続人の2分の1以上の同意が必要なため、その同意は取っています。

議長 柳 よろしいでしょうか。

8番 中山委員 はい。

議長 柳 それでは、皆さん確認できましたでしょうか。皆さん方にお尋ねいたします。議案第6号について問題ないと回答してよろしいでしょうか。ありがとうございます。

次にまいります。議案第7号の説明をお願いします。

<事務局 議案第7号 令和8年度最適化活動の目標の設定等（案）について説明>

事務局 辻 最適化活動の成果目標の1つ目の農地の集積率ですが、現状の管内の農地面積が1,200haで、これまでの集積面積は現時点での集積面積を計算すると861ha、集積率は71.8%となっています。課題としては、農事組合法人や認定農業者を中心に集積を図る必要があるが、受け手側も高齢化・人員不足等の課題があり、集積が進まないということで前年度と変わらない課題が残っているということです。令和8年度の目標は、令和10年度までに集積率を80%達成することを目標になっています。福岡県と大刀洗町の総合計画でも同じ目標とされています。その達成を目指す

ために 8 年度は 33ha を新規で集積する必要があるということです。今までの 861ha に 33ha を足すと令和 8 年度末の 1 年後には 894ha が、認定農業者や集落営農組合に集積されている必要があります。来年度末の集積率が 74.5%になるという目標になります。集積の目標については以上です。

次に遊休農地解消の目標になります。現状の遊休農地と判断している所が 12.6ha でうち雑草が生い茂っている緑区分が 5.9ha、残った 6.7ha は雑木が生えている農地黄区分となっています。課題としては前年同様ですが、圃場整備事業（基盤整備）を実施していない農地や河川沿い等の農地が耕作放棄地になっているケースが多い。特に、耕作条件が悪い農地は借り手や買い手も見つからず、長年解消できずにいるという課題があります。既存遊休農地の解消の目標です。令和 3 年度にあった遊休農地を解消して行こうという目標です。令和 3 年度に 6.7ha の緑区分の遊休農地があったので、その分を来年度は 1.3ha 解消するのが目標になります。次に黄区分の遊休農地の解消についてです。こちらは令和 3 年度に 8.1ha の黄区分の遊休農地があった分です。こちらは、集団的に黄色区分に遊休農地になっている農地から優先的に解消に取り組むことを計画にしています。新規発生遊休農地の解消です。令和 7 年度に新たに緑区分で 2.3ha 遊休農地が発生しておりましたので、全て解消しようというのが来年度の目標になります。遊休農地の目標については以上です。

次に（３）新規参入の推進です。新規参入者を増やそうという目標です。令和 5 年度は 3 経営体、令和 6 年度は 2 経営体増えていました。令和 7 年度を調べると 2 経営体、1.8ha 新たに新規参入されています。課題としては農協など他機関と連携し、農業技術の習得先や農地の確保など新規参入者が農業を大刀洗町で開始できるような環境を整えることが課題となっております。次に目標ですが、新規参入者へ貸しても良いという農地をどれだけ公表できるかということです。目標としては権利移動があった農地、令和 4 年では 135ha、令和 6 年度は 122ha あったのですが、平均の 10 分の 1 を目標にすると決まっていますので、15.1ha を公表することが目標になっていますが、なかなかできていないのが現状です。

次に最適化活動の目標日数はひとり当たり月 8 日となっています。活動強化月間は 8 月、12 月、3 月としております。8 月に遊休農地のパトロール強化ということで来年度も全員で回りたいと思っています。12 月に農地パトロールをした後、遊休農地に移行調査を行い、その結果によって貸借希望であるとかいう農地のあつせんを検討することをしたいと思っています。3 月には、8 月の調査の時に遊休農地と判断された所がどのように解消されているか見回るということを強化月間として提案させていただきます。

最後に、新規参入相談会へ 1 回参加することを目標としています。現在、役場農政課の職員と普及指導センター職員で対応をしていますが、その場に担当地区の農業委員も加わり助言等できたらと考えています。令和 8 年度の目標（案）については以上です。

議長 柳 説明が終わりました。皆さんから何かありませんか。

14 番平田雅治委員 最適化の目標で集積率を 80%目標とされていますが、最終的には 100%になるということですか。

事務局 辻 今のところは、80%を目標にしていますが、集積というのが認定農業者や認定農業者と同等であろう基本構想水準到達者、集落営農組合に利用権がある農地ですが、国の目標も 80%ですので、目標としましては 80%を目指しているところです。超える分は問題ないです。

14 番平田雅治委員 私のような小規模の農家が今後農業できなくなるのではと思いますが。

事務局 辻 地域計画での話し合いもあったのですが、地区によっては地元の人で農地を守って、いこう地区もあろうと思います。集積を考えずに地元でしていこうということがあるのではと思います。

議長 柳 今使っている農地は 100%耕作しなければなりません。当面は、50%や 40%の集積しかないから耕作者が離農する時に誰も預かり手がないのです。そういうのを考えて国がとりあえずは 80%までくらいは集積する。認定農業者や法人など農地を預かって耕作しよう。今は全国で 55%くらいなのです。国は、福岡県はとりあえずはこの 1, 2 年で 70%達成にしよう。それが達成したら 80%にしよう。あと 20%は個人でしている人が使って良いですよという考え方をしているようです。大刀洗町は 71%ですので、80%を超えていないので推進委員を置きましょうということになっています。よろしいでしょうか。他に何かありませんか。ないようですので、報告第 1 号の説明をお願いします。

事務局 報告第 1 号 農地法第 18 条第 6 項の規定による通知の確認について説明＞

議長 柳 以上のように解約があっておりますので、担当委員はそれぞれ確認をお願いします。それではこれで全ての議事の審議を終わります。